

行政常任委員会報告

平成 27 年 2 月 24 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

- 1 消防本部
 - (1) 消防水利等の除雪ボランティアについて
 - (2) その他
- 2 市民課
 - (1) し尿処理料（処分料）の徴収について
 - (2) その他
- 3 総務課
 - (1) 行政執行体制の確保（職員給与の改善）について
 - (2) その他
- 4 財務課
 - (1) 財政再生計画 3 月変更について
 - (2) 3 月補正予算について
 - (3) 平成 26 年度普通交付税の 2 月追加交付について
 - (4) その他

◎出席委員（7 名）

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（1 名）

藤 倉 肇 君

（大山委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名であります。欠席委員は1名であります。ほかに議長が出席されております。

なお、藤倉委員につきましては、病気治療のため欠席する旨の届け出がなされております。

理事者側からは、理事、消防長のほか関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、消防本部、市民課、総務課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【消防本部】

1. 消防水利等の除雪ボランティアについて
2. その他

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

(石黒消防次長)

消防本部から1件、消防水利等の除雪ボランティアについて報告いたします。

次ページの資料をごらんください。

平成27年1月27日火曜日に、北寿産業株式会社によりまして、自社所有のタイヤショベル1台と10トンダンプカー1台を使用して、本町・末広地区の消防水利防火水槽10カ所、消火栓5カ所、旧末広分団詰め所の除排雪を行っていただきました。

平成27年1月29日と30日には、株式会社NIPPタ張出張所によりまして、自社所有のタイヤショベル2台と4トンダンプカー2台を使用して、若菜・鹿の谷地区の消防水利防火水槽10カ所、消火栓2カ所、若鹿分団詰め所、消防署庁舎前の除排雪を行っていただきました。

後日、鈴木市長より、感謝状を贈呈する予定となっております。

消防本部からの報告は、以上です。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(石黒消防次長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【市民課】

1. し尿処理料(処分料)の徴収について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(芝木市民課長)

おはようございます。市民課から、し尿処理料(処分料)の徴収についてご説明いたします。

資料 1 をお開きください。

これまで本市のし尿処理に関する住民の負担は、収集運搬料金を収集業者に対して支払うもののみであり、し尿処理施設においてし尿を処理することの負担を市は求めてきませんでした。平成 21 年度、財政再生計画を策定する上で負担についての見直しを行い、計画本文において、し尿処理施設の新設に合わせ、平成 27 年度から従来の収集量に加え、新たに処理料を徴収することにしております。

計画の算定に当たり、住民説明会を開催しておりますが、そこで新たにリッター当たり 4.3 円のし尿処理料を徴収し、新し尿処理場の維持管理費の 3 分の 1 程度を賄う旨を説明してきており、計画の総務大臣同意後に発行した広報ゆうばり財政再生計画特集号においても、改めて料金徴収の内容を記載しているところでございます。

新たなし尿処理施設、汚泥再生処理センターは、本年 7 月より稼働予定にあることから、再生計画記載の処分料金徴収について、市レベルの検討をこれまで行ってまいりました。その際、現行の住民負担 や施設の維持管理費等を総合的に考えた上で、計画策定時の考えを一部修正した料金徴収案としたところでございます。

資料中段に、一般家庭における参考例を表として示しましたが、まずその下のし尿処分料徴収の方針について説明させていただきます。

まず、市が新たに徴収するし尿処分料金については、新施設の稼働日、平成 27 年 7 月 1 日以降に収集したし尿について徴収します。

処分料金は 1 リットル当たり 4 円とします。なお、条例上の表記は、10 リットル当たり 40 円としたいと考えております。

また、激変緩和措置として、平成 27 年度中、27 年 7 月 1 日から 28 年 3 月 31 日間の収集分については、半額の 1 リッター当たり 2 円とします。

また、し尿処理施設は便槽から収集するし尿及び浄化槽清掃の際に収集する浄化槽汚泥の を処理しますが、浄化槽より発生する汚泥の処分料金は、当面徴収しません。これは浄化槽の清掃等を行う維持管理の家庭負担が、便槽からの市の収集運搬料金と比べて高額になっており、負担する額のバランスを考慮したものでございます。

財政再生計画策定年次と比較し、処理料金徴収の単価の減及び浄化槽汚泥処分料の徴収をしないこととしたため、計画の後年次推計と差が生じることから、新施設の維持管理において一層の削減努力を行うこととし、その上で新施設の維持管理費が処分料金の収入のバランス状況等の推移を注視しながら、5 年程度をめどに見直しを検討したいと考えております。

以上説明した上で、改めて資料 1 番目の中段の表、一般家庭における参考例(年間の負担額)をごらんください。

表は、夫婦二人、子ども一人の 3 人家族の戸建ての場合の汚水処理形態、便槽、浄化槽、下水道における年間の汚水処理に係る負担を記載したものでございます。それぞれ現行、現在と再生計画どおりに実行した場合、それと今回、再検討を行った実施案を列記し、比較しております。

表の中で、下線を引いた数字が、現在の負担額と異なる箇所でございます。

関連条例の改定としては、夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案を第 1 回定例市議会に提出の予定であり、また、市民周知に関しては広報ゆうばりに掲載するほか、住民説明会を行う予定としております。

また、参考として、平成 26 年 4 月 1 日時点における空知管内各市のし尿処理にかかわる住民負担額を末尾に載せております。

以上です。

その他は、ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

この処分料金徴収の変更についてですが、ほかの空知の市町村に比べてもしょうがないのかなという感はあるのですが、ただ、現在に比べると、28年度以降は倍近くになると、下水道や浄化槽に比べたら割安というのは、もちろんわかります。これはどの程度の方たちがその対象になるのか、それと、これから4月以降いろいろな物が値上げになったりしますよね、年金も削減されているとか、暮らし向きは本当に大変になっているという状況は市民の皆さん、私以上に思っている方が多いと思うのですよね。そういう中で、例えば非課税世帯の方たちには割安料金にするとか、そういったことは検討の余地はないのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(芝木課長)

まず1点目の対象の人数、人口でございますが、今回、値上げの対象となる便槽を用いている市内の人口が約4,300人でございます。

また、二つ目の質問の軽減措置については、現在のところちょっと検討はしておりません。

以上です。

(熊谷委員)

それでは3点目に、この資料1の一番下のほう、(2)の⑤のところで浄化槽汚泥の処分料金の取り扱い、5年後をめどに見直しを検討というふうにあるのですが、これを見直した場合どの程度になるのか。検討するということは、まだ決まっていないという答弁もあるかとは思いますが、そうではなくて、次ページの参考資料の空知管内の市の料金と比べて、どういったことにしていくのか、その方向的なものがわかれば教えていただきたいのですか。

(芝木課長)

まず財政再生計画を策定したときに、この処分料を徴収するについて、し尿のほかに浄化槽汚泥も徴収する考えでおったところでございます。ただ、説明にもあったとおり、実施や今回再検討する中で、従前のこれまで浄化槽を持っていらっしゃる家庭の維持管理負担が、便槽の部分と比べてかなり高額になっておると、そういうことから本年再検討をした経過がございます。その上で、ただもともと施設の維持管理費の3分の1程度を、この処分料で賄うというそもそもの考え方がございます。その中で今後、人口減だったりしていく中で、もちろん先ほど申したように、維持管理の部分での歳出削減は行政として行うのはもちろんですけれども、その上でどうしても差が生じたときの検討の部分として、今現在、具体的な額というのは申し上げられませんし、浄化槽料を取るという判断もまだしていない段階ですので、具体的なことは申せませんけれども、そういった検討の余地はあるよという

ところでございます。

(大山委員長)

ほかにございません。

(厚谷委員)

ただいま説明いただいたとおり、資料 1 の大きな 2 番の計画実行に当たっての再検討という書き方がされていますので、これは財政再生計画先ほどちょっと調べてきましたら、平成 22 年 3 月 2 日に議会のほうでも議案可決している内容でございますので、ここがいわゆるスタートの部分になってくと思うのですが、22 年ですので 5 年ほどもう時間も経過しておりますので、5 のほうに市民周知ということで書いてございますが、その中の住民説明会、新年度ということですが、この開催時期、開催方法について、現段階で予定されているものがあれば教えていただきたいのですが。

(芝木課長)

この市民周知の部分は、まず広報ゆうばりで事前、4 月、5 月、6 月そういったところで広報周知をしたいと考えております。

また、説明会のほうですけれども、場所的には生活館単位を今現在のところは考えておるのですけれども、市民、ちょっと集中しているところに関しては、全てその場所で行っていくことにはちょっとならないのかなという部分は検討しているので、具体的なものがあり次第、また広報等で市民周知をしたいと思っております。時期的なものについては、選挙もございしますので、5 月からになるのかなというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございせんか。

(角田委員)

ただいま説明いろいろ受けているところであります。端的に言いますと、夕張市内見渡したときに、下水道が走っているのは若菜地区、平和、それより南については、その施設がないというのは現状でありますね。それは古い話になりますけれども、夕張市内一円に下水道を敷くということで、中田市政の段階で、市民がともに下水道で衛生的な環境のもとに生活しましょうということは一つあったと思います。

その中で、財源の当然いろいろあったのでしようけれども、若菜以南については、今も下水道計画についてはないということで、ないことで合併浄化槽に設置に対する補助金をという制度になっていますよね。やはり選択肢がない地域、いわゆる若菜以南について、いわゆる便槽を使ったトイレを普通に使わざるを得ない状況、選択肢がない、そこに。その中で今言うように、合併浄化槽のところについては、新たな料金にも据え置きということの考え

ありますよね。

ということは、これ考え方なのですけれども、選択肢がない中で便槽のトイレを使っている方々、それは下水道が来ない、ないものだから自分のトイレは自分で管理しなければいけないので、それをしているわけですよ。やはり水洗のトイレのようにしたい人、合併浄化槽つけてでもやっている、自分のお金を投じてもやっている人に対しては、一定の配慮がなされているということに、この数字上とれるのですけれども、このたびコンパクトで効率のいい新しい施設を建てるということの明文がありますよね。今までは古くて、人口規模に合わない大きな機械を使っていたので、効率が悪かったのですという説明を受けて、人口規模に応じた処理場を建設するほうが、将来的にランニングコストですよ、経費が少なくて済むという利点を強調しながら、この新設について理解を求めてきたはずだし、我々もそのことに対しては歓迎したという状況があります。

その中で、これまでのかかってきた費用については市民負担を求めなかった、効率の悪いときもですよ。今度、効率がよくなっているときに、今までよりは処理経費がぐんと抑えられるということが前提であれば、新しい物を建てたのだから、その分の料金 3 分の 1 程度は負担してください、そういう直結した議論になるのかな。上水道、蛇口をひねれば水道水が出る、前回料金値上げしたけれども、それとこれとはちょっと若干意味合いが違うのではないかというふうに私は考えるのですけれども、このたび効率がよくなるということに対して、どういう説明をしようとしているのか。

これまでは、例えば 1 トン当たり、1 立米当たりというのかな、どの程度の費用がかかっていて、新しい施設になれば、この程度になりますということの試算はあるのでしょうか。

(芝木課長)

今、すぐ具体的な試算というのはちょっとご呈示できませんが、維持管理費で今後かかる新施設、それから旧、これまでかかっている施設の年間の維持管理費、それから年間その処理するし尿の量というのは当然押さえていますので、そういったところからの計算は可能と考えます。ただ、今、ちょっと計算をしてみても呈示はできない。

(角田委員)

やはりそれらもないと、効率のいい施設を建てたのに、料金がこういう形で負担が重くなるということに対して、説明不足だと思いますよ。なぜこれだけの料金なのということに対する中身が説明できないではないですか、建設コストかかったのはわかる。一定程度、市民負担もありながらやっていくということはわかるのだけれども、でも効率の悪いものから効率のいいもの

に変えるということは、少なくともランニングコスト以後の維持費、同じ電気や燃料使うのも少なくて済むということからすると、それも勘案した料金提示をしないといけないのではないかと考えるのだけれども、それも大事な要素だと思うのですけれども、どうでしょうか。

(芝木課長)

今、角田委員おっしゃったように、新施設をつくる上で既存のし尿施設、これはもちろん当時、人口規模が、人口があった施設でやっていたものを今の人口規模に合わせた形で行います。そういった意味で、コンパクトな施設ということの説明もしてきた経過あると思います。それと同時に、やっぱり既存の施設自体が非常に老朽化、建ってから50年以上たった老朽化で、今後、いつがあるかわからない施設だよと。それも今回、建てかえをした大きな要因でなかったかなというふうに説明もしてきたと考えております。そのときランニングコストの部分も実は、従前のし尿処理の施設と比べて、ドラスティックに減るわけではないのです。

というのは、かかる、何といたしますか、処理の仕方が従前かかっていた燃料費は、従前相当かかっていた燃料費がかからなくなるところはあったりするのですが、例えば逆に電気料がかかっていたりとか、薬品がかかっていたということもございまして、ドラスティックに実は減ってはおりませんし、それは財政再生計画における光熱水費でもそのような額で今しております。現状において今、施設を建てておりますが、その下においても財政再生計画の部分で、そんなに乖離はないのかなというところがあります。

ただ、いずれにしましても多分、角田委員ご心配されているのは住民の説明、これまでの説明と乖離がないようにしなければならない。そして納得がいくような説明の方法を考えていかなければならないと、そういうことだと理解しております。それにつきましては、私どもも再度勉強し直して、住民説明会に当たりたいというふうには考えております。

以上です。

(角田委員)

芝木課長の言っていることは、そのとおりだと思います。それで理解を得るということに関して言うと、やっぱり建設コストを含めて、例えば何年で返済することを目的としてということもそうだし、既存の施設とそんなに実は処理料に関しては余り変わらないということもしっかり、母体は効率のいいものをということで話がずっと動いてきたし、50年以上、50年近くもたっているものをこれからも使うということの厳しさもわかるし、ただ、このたびのし尿処理に関して言うと、節約のしようのないものなのですよ。選択肢がないものなの、それをやはり夕張に住んでいる、そこに住み続けること

においてずっとかかっていくもの、こういうものに対しては本当に丁寧に説明しないと、いろいろなもろもろのものが上がっていく中で、夕張に住んでいることがどうも得でないと思われるような要素の一つになる可能性はあるのですよね。

だから水道料金一つとっても、こういうことも含めても、平素どうしても使わなければならないものについて、料金の改定を行うということには、かなり丁寧な説明をしないといけないし、本当にご理解を得なければいけない内容だと思うので、そこら辺も含めていろいろなデータも集めた上でしっかりと、古いもの 50 年もたったのだから、仕方がないよねというような説明にとられるようでは、やはり合意は取りつけられないのではないかと思いますので、その辺、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

私のほうは、22 年の 4 月に特別号で周知というか、1 回されているという部分なのですが、今回、この部分について便槽が 4,300 人ほどの、ただこの部分は 4,300 人なのですが、トイレの関係で言うと、100% どれかこれにかかわっている、これ値上げされている部分もあると、周知の部分なのですよ。

確かに、私は広報というのは重要視はしているのですが、高齢化率が 47% であって、あの中でかなりの書き方をしないと、なかなか私も町内やっていると、重要な部分を読んでいただけていない部分もあると。それから、生活係で説明会やるという部分の説明だったのだけれども、その部分についてもなかなか私も町内で人を集めるという分についても、なかなか高齢者が来ていただけない。若い人は参加をしてくれるのだけれども、高齢者がこの部分で説明しますよと言っても、町内単位もなかなか来ていただけない。やはり、いろいろな手だてを使わないと、住民周知というのは難しいのかなと思います。その部分について、どれだけの周知ができるのかという部分をいま一度、どういう方法を考えているのかというのをいま一度説明いただければと思います。

説明、今、時期が間違ったら広報、それから生活が過ぎてからという部分でいいのだけれども、どんな方法を考えているか。人、集まってもらわないと、説明にならないでしょう。

(芝木課長)

周知に関しましては、先ほど申したとおり 4 月からの広報、それから住民

説明会、生活館単位ということでご説明申し上げましたが、今、小林委員がおっしゃったように、それだけではなかなか市民の目に行き届かない、現に聞こえないということも理解させていただきましたので、例えば町内回覧なのか、ちょっと方法については再度検討を、周知の部分検討、説明会に来てほしいとか、広報でのお話、例えば に漏れるようなことがないような部分というのは、どういう部分なるのかということをやっと再度検討させていただきたい。

(小林委員)

この部分については、よく私も市民から言われる部分について、課題として私も取り上げているのだけれども、ホームページに載せたよ、広報に載せたよという部分で、周知はしましたよという部分でよく話されるのだけれども、その部分についての理解力というのは、市民についてもなかなか **いただけてない**のは私自身もわかっているので、その部分の方法は、今、課長言われたとおりいろいろな方法論があるかと思いますので、その辺はもう一度検討をお願いしたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷委員)

今の小林委員の質問と、ちょっと関連になってくるかと思うのですが、今、やりとり聞いていてちょっと頭に浮かんだのが、実際に尿処理というか、いわゆるくみ取りを行うということは、事業所さんがそのご家庭に行って、いわゆる伝票をご家庭にお渡しをするというのですね。それで、今回、市の処分料については市の歳入になるということですが、例えば事業所さんに今後、7月までの期間中にくみ取りを行った場合に、7月以降の料金についての説明を配っていただくということは、方法としていかがか、可能なものかどうか、検討できるものなのか。

(芝木課長)

今の厚谷委員のご質問といいますか、ご意見については十分に実行可能だと思いますので、参考にさせていただきます。

(熊谷委員)

今、周知の方法で、なかなか集まっていだけないのだという話がありました。そして、違う課だとは思いますが、あそこでプレミアム付き商品券の発行というのが出てきますね。そういったことも一緒に説明するというようなそういう説明会の案内があると、し尿処理だけなら行かないかもしれないけれども、プレミアム付き商品券なども一緒に説明があるなら行っ

てみようかと、そういうことにもつながろうかとも思うので、そういったことも検討していただいたらどうかなと思うのですが、いかがですか。

(鈴木理事)

住民周知の方法というのは、今、いろいろご議論ございました。まずは今のところは市としての意思決定も一定のところではいただくといいところ、先決というか、それが大前提となりますので、そういった住民周知の方法というのは、今、いただいたご議論も踏まえながら考えたいと思いますが、しかし、少し私のほうでも思うところは、やはり広報を読んでいただけないと、確かに読まない方が多いということもございます。

しかしながら、市で住民の方に本当にしてほしいとか、またはこういうことをやってほしいというのは、やっぱり広報というのが一番大前提になるというところがございます。ですから、ぜひこれから住民の方にもいろいろとこれからのまちづくり、または今回のような住民のご負担だとか、今後の方向性そういったところを書いてございます。ですから、広報を読んでいただくということを大前提としてそれはなっていますが、そういったお願いをしていきたいというのは、柱として持っているところでございます。

(島田委員)

これ、し尿の処理に対して、それはからの値上げを考えているということなのですが、くみ取りを頼むほうとしては6月後半、最後の日に持っていっていただくのが一番いいと思うのですよね。それで6月後半の依頼が殺到すると思うのですけれども、その辺のトラブル解消というか、方法というか、何か考えがあるのでしょうか。

(芝木課長)

今の島田委員ご質問あったいわゆる駆け込みですが、そちらのほうは市のほうも、それからいわゆる収集業者のほうも想定は実はしております。その上で、例えば6月30日に連絡して、30日にくみ取るということはなかなか今の時点でできない、難しい状況にございますので、例えば何日までに連絡してくれたら、6月30日までにくみ取れるよと、そういうような周知の仕方を必要、話し合いながら。先ほど、厚谷委員おっしゃったようなになるのかもしれませんが、そういった形で周知をしていけたらというふうに考えております。

(高間委員)

済みません。ちょっと蒸し返すようになるかもしれないのですが、今まで市として、処分料を徴収はしてこなかったということですよ。今で長い年で見れば、市民にとってはよくしていただいたと、こういうふうに解釈していただけたからいいのかなというふうに思うのです。だから、この

こともしっかりと市民の中に理解をしていただくという、例えば新しくなってから急に値上げだけではなくて、今まで市としては応分の負担をしてきたのだけれどもという、こういうやっぱり市が努力してきたことを、市民の皆さんにしっかりと知っていただくということも、一つ理解を深めることにつながるのかなというふうに思うので、このこともあわせてぜひ市民の方に知っていただければと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

【総務課】

1. 行政執行体制の確保(職員給与の改善)について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(寺江総務課長)

ご苦労さまでございます。

きょうの行政常任委員会、総務課としては記載のとおり、今後の行政執行体制の確保について、極めて重要となる部分についてのご提案ということになります。

お手元に配付してございます資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず最初に、本市の行政執行体制の現状について繰り返すにはなりますが、再度、説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付をしてございますプリントの別紙、職員数の推移(消防及び病院を除く)という表をごらんください。

これも皆さん、既に十分ご承知かというふうに思いますが、平成 18 年の 6 月に、本市の財政状況が明らかとなり、その後、時間のない中で急ピッチで財政再建計画を策定したというのは、周知の事実でございます。この際、計画の根幹となったのが、総人件費の削減でございます。こういった計画づくりの骨格基本姿勢を受けて、平成 18 年度末には職員の一斉退職がございました。当時、市役所職員、部課長全て含めて 260 名いたものが、18 年度末で 139 名が一気に退職、残された職員は 127 名ということで、まさに半減以下の体

制に一気になったということでございまして、この 8 年間こうした厳しい環境の中で、行政運営を進めてきたわけですが、その部分で北海道庁を初めとする他自治体からの派遣職員、こういった外からの支援によって支えられてきたという現状がございします。

それで、私たちが一番将来に向けて懸念材料としてぬぐえないでいる部分が、表の退職者数 C の欄の普通退職者数でございします。平成 18 年度末に退職を踏みとどまって残った職員が、その後の計画人口の中で、いろいろな事情を持って退職をしてしまっておりまして。平成 19 年度には、普通退職者数が 16 名、これからずっと毎年コンスタントに数名の職員が定年を前に退職をしてしまうという、その大半が採用したばかりの若手職員であったり、あるいは将来の行政運営の中核を担う中堅職員であったりということでございしますが、極めて憂慮しなければならないのは、定年退職者数の倍近くの、倍以上の若手・中堅職員が、この 8 年間の中でやめてしまっているという状況でございします。数にして、この 8 年間で 35 名もの普通退職者が出ている、これは現在の総職員数の 2 割、3 割以上に匹敵する大きな数でございします。まず、こういった若手・中堅職員の退職が今もってとまっていない現状にあるということが一つ、今回の大きな改善の理由でございします。

それでは、別紙 1 の資料に沿って説明をいたします。

本市における行政執行体制の現状については、今、申し上げたとおりであります。平成 19 年度の再建スタートの職員数から比べても 27 名の減少、率にして約 21% の減となつてございします。この 27 名の内訳は、その下に記載のとおりであります。こういった現状に鑑みて、将来にわたってどう行政執行体制を確保していくのか、低下している職員の士気をどう上げていくのか、こういったことがこれから将来につながる行政運営を図っていくのに、極めて重要な課題であろうというふうに位置づけているわけではございします。

したがって、退職者の中には若手・中堅職員の退職者の考えはさまざまではございしますが、このまちの将来像がなかなか見えてこないとか、生活不安、それはもうこのまちを去らざるを得ない多くの市民の方がいらっしゃいます。市の職員とて、それは例外ではないということに加えて、この平均 20% 以上の給与カットが将来にわたって続くならば、やはり生活不安というのはぬぐえないというのも大きな理由になつてございします。そういった状況を踏まえて、あるいは将来に向けての行政運営をしっかりと確保していかなければならないという立場において、このたび給与改善の部分について、昨年の三者協議以降、国・道と協議をしてまいりました。

皆さんご承知のとおり、財政再建計画においては平均 30% の基本給削減、これを 3 年間実施をいたしました。その後、財政再生計画に移行したわけで

すが、この5年間は基本給について、平均20%の削減を行ってきたということです。この部分の改善を今回協議を行ってきました。

計画の中では、これから地域の再生に向けて、さまざまな事業を展開していかなければならないというふうに市としては考えてございます。もちろんコンパクトシティのシティ化構想の実現であったり、CBMの開発であったり、いろいろな要素がございます。そういった地域の再生に向けての必要な事業の推進はもちろんなのですが、基礎自治体として当たり前の当然にしての行政サービス、これをどう守っていくかということでございます。この計画の中では、今、夕張市の人口推移を将来にわたって考えるならば、人口の増というのはなかなか考えるのは難しい。ならば職員数を、今、大幅に計画を変更して増員していくという状況にもありません。ならば将来につながる一つの方策として、今の中堅・若手職員をどう守っていくか、どう退職を抑制していくかという策がどうしても必要であります。したがって、今回、給与の改善を行っていくということでございます。

3番目の改善内容でございますが、昨年的人事院勧告におきまして、国家公務員給与が本年4月から平均2%から最大4%の減額となる給与表が適用となります。しかし、これは地方公務員にあっても同様の措置が講じられるわけですが、国家公務員を初め多くの地方公務員については、これら現在の給与額から一気に2%から4%減額となるということを踏まえて、3年間の経過措置が設けられております。したがって、3年かけて新給与表に移行していくというのが流れでございます。しかし、本市は、全国で唯一の財政再生団体であるということを踏まえ、この2%から4%の減額となる給与表を直ちに、この4月から導入をしなければならないということでございます。

現給保障措置3年間は実施しないというのは、そういう意味でございます。

当然、条例上の本則、給与基本給が給与額が減額となるならば、それを基礎額としている期末・勤勉手当も当然減額となります。管理職手当、時間外勤務手当の単価も当然、条例本則で計算をさせているということ鑑みて、それぞれ減額となる。この減額幅、はね返りによる減額幅を緩和しつつ、計画で示す全国最低の給与水準を守りながら、どういう改善ができるかといったところが今回の協議の中心でありました。

削減率の改善であります。結果から平均20%の基本給の削減を平均15%の改善を図るということでございます。しかし、今申し上げましたとおり、給料表の置きかえによりまして、自然的に2%から4%は下がるということでございますので、実質給与の改善分は3%ということになります。

なお、現在の条例上においては、1級から6級の各級、あるいは各号俸において細かに削減率を設定しておりまして、非常に事務が複雑化しているとい

うことに鑑みまして、級ごとの削減率を統一させるという手法をとってございます。この中で、今、先ほども申し上げたとおり、将来の行政運営につながっていく3級、4級、5級、すなわち主査、係長、主幹クラス、こういった部分の退職を抑制させるためには、この級の削減幅に重きを置いた改善ということでございます。

表に記載のとおり、1級から6級、現状の削減幅が示されておりますが、中ほどに削減率というふうに記載がございます。1級 10.5%、2級 11.75%、3級 13.75%、4級 15.50%、5級 16.50%、6級 17.25%ということで、級が上がるごとに削減率がふえるというこのカーブは現状とは変わらないのですが、この中の3級、4級、5級について、改善幅を大きくしたということでございます。

次に、平成28年度から、地方公務員法の一部改正に伴いまして、公務員給与にも成績率が導入されることが決まっております。制度の本格実施は平成28年度の4月からということなのですが、本市にあっては、この制度を前倒しして制度設計を急いで行いながら、本年1月から試行という形で、この人事評価制度を導入していくというものでございます。

人事評価制度の中身については、今後、制度設計を行うということでありますので、今、詳しくここで申し上げるわけにはいきませんが、本年の施行の中では、その成績率に応じて本年12月に支給予定の勤勉手当に、増加結果を反映させていこうという考え方でございます。

今後のスケジュールについては、記載のとおりであります。

冒頭申し上げたとおり、本市の行政運営が非常に不安定な状況のまま、この8年間推移をしてまいりました。残念ながら根幹部分については、いまだ解決を見ていないというのが現状でございます。これから、管理職の定年退職が控えております。この10年の中では、現在の課長職は全て定年を迎えますし、その後を継いでいく主幹職にあっても約半数以上が、この10年の中で定年を迎えていくということでもあります。

今回の給与改善は、将来につながる行政運営を確かなものにしていくための改善措置ということでございますので、委員並びに市民各位のご理解を得たいというふうに思っております。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(寺江総務課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

(熊谷委員)

職員給与の改善については、少しでも改善できるということで、よかったなというふうに思っているところです。それで気になっているのが、人事評価制度なのですけれども、これは誰が誰を評価するという形になりましょうか。

(寺江課長)

課ごとの評価ということになりますので、課長が課内の職員の勤務成績を掌握して、勤務評価を掌握しながら行うということであります。なお、課長職にあつては、市長が評価者になるということでございます。

(熊谷委員)

頑張った人に頑張った成果をとすることは、市長も 以前から言っていたと思うのですが、これまでそれを導入してこなかった経過というのは、どういった理由があるのでしょうか。

(寺江課長)

これまでも再三、委員の皆さんには私のほうからもし説明をしたと思いますが、まず人が人を評価するというのは、やっぱり公正でなければなりません。確かな部分のことで、公正公平に評価すべきものが、大前提だというふうに思います。今、夕張市の行政体制が非常に年齢構成のいびつな中で、非常に不安定な中で、この制度をやみくもに導入することがどうなのかという懸念がございました。しかし今回、先ほども申し上げたとおり、地方公務員法の一部が改正されるという法のもとで行う制度でございますので、これは導入せざるを得ないという判断でございます。

(熊谷委員)

わかりました。ただ、学校現場などでもこれが導入されている、高校なんかはもう既にそういう状況ですが、チームワークで仕事をする場合には、最も現場にはそぐわないものだというふうに思っています。非常に残念なことだなというふうに思います。

(寺江課長)

先ほどもご説明いたしましたが、各課のあるいは各係内の将来のリーダー的な存在が、どんどんやめていっているという現状がございます。今、チームワークというお話がありましたが、これからまさに少数精鋭で行政運営を行っていくとすれば、今以上のチームワークが必要です。その中で、チームの中心となるべき者の退職をまず抑制しなければ、チームワークそのものが

成り立たないというふうに私は思っています。

したがって、そのチーム内のリーダーをまず守るということの給与の先ほどの改善率の、改善幅の差をつけたというのは、そういうところでございますので、これはもう必要の一つであるということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷委員)

何点か確認をさせていただきたいと思いますが、今、熊谷委員のほうからもございました 3 の改善内容の人事評価制度の関係ですが、まずこの関係で言うと、職員団体のほうは合意が得られたかどうかということが一つ。それと、ちょっと飛びますが、別紙のほうで職員数の推移ということでございまして、派遣職員に大きく頼っている現状というのが、数字であらわされている中で先ほど課長のほうから、普通退職者が毎年恒常的に発生しているという状況がご報告されたところですが、その中で平成 26 年度、三角の 3 ということで 3 名普通退職ということだと思いののですが、この 3 名は既にやめられた方なのか、それとも年度末にやめられるのか、その点についてお願いしたいと思います。

(寺江課長)

厚谷委員のご質問にお答えします。

まず、職員団体の協議でございしますが、過日、職員団体には、この中身について提案をしてございます。職員団体からの意見としては、制度を、これはこれかということなので、先ほど申し上げたとおり、評価制度を導入となれば、誰もが納得のできる制度にしてほしいというご意見もちょうだいしているところでございます。

次に、本年度の 3 名の普通退職者の部分ですが、3 名のうち 1 名は既にもう退職をしてございます。これは昨年の 4 月に採用を行ったばかりの職員が、何カ月間の勤務の後におやめになったというところでありまして。残り 2 名については、3 月 31 日付をもつての普通退職ということでございます。

以上です。

(厚谷委員)

わかりました。それでは、若干ちょっと関連する部分なのですが、私も平成 26 年第 3 回 9 月の定例市議会のほうで、市長に対しましては、この行政執行体制、非常に厳しい状況だというふうに受けとめているということで、質問をさせていただいた経過があります。そういう意味からすると、今回は本文の変更も含めて、総務省ともこれまで計画変更に関する協議を行っ

てこられて、総務省がある程度その同意に向けて、いわゆる話が進んできたということは、これは非常に大きな成果なのだと思います。

一方で、先ほどお尋ねしましたように、普通退職者がまだ年度中も出ると、それでこういう形で見えるところは数字であらわせるのですが、もう一つ気になるのは、やはり地方公務員の給与の制度上、夕張市は財政再生団体ということで、非常に厳しい状況にあるわけですが、例えば一般職を採用する場合、従前からの併願する方というのが多くいらっしやったと思うのですよね。例えば、札幌市役所も受け、千歳市役所も受け、夕張も受けると。例えば、そういう方が 1 次試験終わった後、もしくは 2 次試験終わった後、採用確定が決まった段階で、これ辞退するというケースも今まで起きていたのかどうかということについてはいかがですか。

(寺江課長)

極めて重要な部分でのご質問だというふうに思います。これは本年度の採用試験に限ったことではございませんが、厚谷委員ご指摘のとおり、本市の職員採用試験受ける方々は、多くの方々が、やはりほかの自治体の採用試験も受けているというのが現状でございます。本年度について言えば、合格者プラス辞退者も予測しながら、その成績優秀の順序で補欠登録をいたしました。上位 3 名が、既に合格通知を出した後の辞退ということでございまして、結局は補欠で登録していた者について採用を行うという実態でございます。

(厚谷委員)

それは 3 名ともですか、補欠が 1 名繰り上がった分ではなくて、3 名とも繰り上がったということですか。

(寺江課長)

上位から 1、2、3 番目の方々、辞退ということになってございますので、補欠も当然順位があります。その順位に辞退された順に、その順番で補充をするということであります。ちなみに補欠の登録はもうありませんので、これ以上辞退が出れば、予定採用者数を下回るということも起きてくるか。

(大山委員長)

厚谷委員、いかがですか。

(厚谷委員)

その点については了解いたしました。

それで、これ最後ですけども、一応、私も議員になる前は市の職員でおりまして、係長になるまで、採用してから大体 20 年だったと思うのです。自分のときは。それで、先ほどお話ありまして、これから職員数も減らしていくと方向でしょうし、少数精鋭でということなのですが、管理職が先ほどご説明あったとおり、例えば 10 年以内に課長が、課長補佐全員、主幹が

半数ということになると、やはり恐らく私たちの時代よりは早く係長職につく、ひょっとすると 20 代のうちに係長になるというか、そこまで育てていかなければならないという課題も出てくるかと思うのですが、シミュレーションとしては大体、そのような状況に今後なっていくということで間違いないでしょうか。

(寺江課長)

先ほどのご説明の中で、本市の行政体制の職員年齢の構成がいびつになっているという表現で説明させていただきましたが、そもそもが 18 年度の大量退職で、年齢構成が一気に崩れてしまったと。そういうことで、厚谷委員もご承知のとおり、高齢職員と若手職員が一気にやめていった、中堅どころが残っているという現状から 8 年がたつ中で、今度は中堅どころが抜けていっているという状況でございます。

したがって、主事、主査、係長とそれぞれの職階があるわけですが、当然、普通の自治体であれば職務の勤務年数、あるいは給料級の在級年数に応じて、ある程度の年数が来れば、次のステップに昇給・昇格していくというのが普通であります。うちの場合は、その構図そのものが大きく崩れてしまっておりますので、今後の行政体制を確保していく上で、限られたポストがそう簡単に埋まっていけないという状況も考えられます。

したがって、今の若手・中堅職員の退職を抑制するということと同時に、やはり若手職員をどう育成していくか、どう人材育成を図っていくかというところも極めて重要な問題であるということでございます。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(角田委員)

給与改善についてということで、今、いろいろやりとりあったと思うのですが、夕張市が財政破綻以降、職員の人数の半分以上ということの中で今があると、そこから出発していますよという説明を受けました。そういうことは、人件費にかかわるいわゆる財源というのは、永久に出続けるのも一つ、大重要な問題だと思うのですよね。

その中で、3 月 3 日に計画変更を総務大臣同意ということの中で、総務省とはどういうやりとりがあって、これらの改善策についてどういう、決定していないわけですから、事前に交渉はしていると思うので、どういう点で財源をどこに持っていくかということも含めて、交渉の段階にあるのでしょうか。

(寺江課長)

今回の給与改善の総務省との協議の中での議論の中心となったのは、実は財源ではなくて、頑張っている職員をどう喚起させるか、どう動かせるか、

これらが人事評価制度の前倒しにつながっているわけですが、職員のインセンティブをどう将来にわたって確保していくかというところに、総務省が非常に重きを置いた協議となつてございます。独自削減で20%のカットを今やっているわけですが、この改善に当たってはやはりこのことが今後、職員のやる気にしっかりとつながっていくような改善でなければならないというのが総務省の考え方であります。

当然、最後は、では財源どうするのか、どう確保するのかというお話ですが、これはやっぱり引き続き行政内部における歳入の確保の努力さまざまあると思いますが、それと、さらなる経費の削減等による歳出の削減に徹底して取り組むことで、これまで以上の努力を傾けることで財源が確保できるように、これは していかなければならないし、逆に財源が確保できない場合は、この給与改善の中身についても今後、変わっていく要素は出てくるのではないかなというふうに考えてございます。

(角田委員)

そこだと思うのですね。市長が言われる期間の短縮というのは、いわゆる調整基金を積み立てる、お金を残して、それをためて、25億で1年とするような格好だというふうに説明を受けています。ですから、ためたお金には、結局、手をつけないのがこれからの運営ということの赤字として聞いていたところであります。ただ、一時的にそれは調整基金を使うということは、これはいいと思うのですが、こういう人件費というのは毎年出て行くものということからすると、やはり新たな財源を求めるなり、手だてが必要だと思うのですね。そこら辺も含めて、あわせてやはり必要なことだなと一つ感じていることと、職員も働きながらやりがいが見出せないでいる、未来への不安を、将来への不安を感じているということの説明がされたところではありますが、先ほどのし尿場の処理費用のことも含め、全般の軽自動車の負担も含め、市民負担がどんどん大きくなっていく中で、やはりどうしてもそれでもやっぱり職員の手当も含めて、やはり人材として残していく必要があるということの説明を、しっかりしなければならない時だと思うのですね。

それは、役所内部のことばかりではなくて、将来不安を感じているのは、夕張に住む市民の多くが抱えているという課題でありますので、やっぱり一体となつて一つの方向に明るい材料、もしくは取り組みをみんなでやりきるようなまちづくりを役所中心となり、それらを理解してもらえる住民の集まりであることが重要なことだと思いますので、今、ここで幾らどうの財源がどうのということと言ったとしても、この方向についてやってみるということに関しては、私は一定の理解をするつもりであります。

ただ、やったことにおいて職員がやめていかなかったり、士気が高まり、

そして新たな発想が出てくることを期待して、この案というものに対して理解をしようとしていますので、求められるのは結果ではないのかと思います。

以上、答弁は要りません。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(高間委員)

破綻当初は職員数 260 名というのが、ここは今、半数以下ということで 106 名ということですが、この 260 名が本当に基本になるのかということも一つ考えていかなければいけないか、260 名対 106 というこの数字だけを比較するのには、余りちょっと乱暴なのかなという、実質どうなのかな、この人数が破綻当初ここまで必要だったのかなということも、考えていけないのではないかなというふうに思うのですね。当初こうだったから今こうでという、ただ単純なところを比べるだけでは、ちょっと乱暴ではないかなというふうに思います。

それと、あと、新しい職員の方が入られて、数カ月でやめていかれるということに対して、一人、二人ではなくて、そこもちょっと一つ疑問だなというふうに思うのですね。面接のときに、きちっと給与体制というのは提示されると思うのですよね、それで納得して新しい人たちは入られてくると思うのですけれども、でもやっぱり納得されてというか、よしとはしないまでも納得されて入ってこられると思うのですけれども、それを途中でやめられるというその原因というのですか、そこはやはり考えていかなければ、何というのかな、給与面だけで、ではそれが解決できていくのかなということがちょっと疑問視なのですよ。

それ私たちも職員は大事ですし、こういうふうに今よりも少しでもいい水準になっていくというのは、喜ばしいことだと思います。でも、それだけで解決ができるのかなということを少し皆さん、職員同士、私たちも含めて環境という、働く職場の環境ということも含めて、しっかり考えていかなければいけないのではないかなというふうには思っております。

(寺江課長)

260 名との比較が乱暴ではないかというご意見でございますが、私が先ほどからご説明申し上げているのは、そこではなくて、将来につながる行政運営ということを考えた場合に、中堅・若手この普通退職者数が、定年退職者数の倍以上になっている現状が問題なのだとすることを申し上げてわけです。260 名が半減になったのは、もちろん大きな出来事です。しかし、この間、この半減以下の職員で他市の応援を借りながら、何とかやってきたと、何とかやってきたのです。これが、この手法をもってこの先も行くかどうかという

ことを考えた場合に、そうはならないだろうと。実を言うと、来年度以降の派遣職員数というのも現状からは減っていきます。であれば、自前の行政体制をどういうふうに確保していくのかという部分に鑑みて、今の若手・中堅職員の退職がとまらない、将来を嘱望されている職員が、退職がとまらないということですから、そこに重きを置いた改善だということを再三申し上げているわけです。そこはご理解いただきたいと思います。

それと、新採用職員については、当然、筆記試験のほかに面接試験も行っております。面接試験の中では、当然、うちの給与体系というのは全国最低水準で非常に低いですよ。まちもこういう状況ですし、頑張れますかというお話も率直にさせていただいて、意思を確認させていただいて、採用に踏み切っているという経緯がございます。その後、採用になって何カ月もお勤めになって、やっぱり頑張れないというのは、いろいろな事情があるというふうに私は思います。そこは一々確認はしてございませんが、採用の段階に当たっては、当然、条件提示というのはしっかりとさせていただいているという現状でございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 3 月変更について
2. 3 月補正予算について
3. 平成 26 年度普通交付税の 2 月追加交付について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(石原財務課長)

ご苦労さまでございます。

財務課からは、今回は 3 件についてご報告をさせていただきます。

まず一番初めには、財政再生計画の 3 月の変更でございますが、今回につきましては、26 年度の第 5 次の補正にかかわる計画変更、それと 27 年度の第 1 次変更、当初予算にかかわる変更と、この 2 本立てとなっております。ちょっとボリュームがありますけれども、概要を説明したいと思っております。

それで財源につきましては、その計画に反映する補正予算について報告をさせていただきます。3 番目ですけれども、これは 26 年度の普通交付税の追加交付がありましたので、その内容について報告をいたします。

それでは、早速 1 番目の財政再生計画 3 月変更について報告をさせていただきます。

資料 1 をごらん願います。

今回の変更につきましては、第 4 次(11 月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の収支増減額でございますけれども、約 3 億 1,400 万円でございます。

次に、財源でございますが、国・道支出金などの特定財源を最大限活用しまして、一般財源につきましては、財政調整基金からの繰入金で対応するところでございます。再生計画期間の変更は、ないということでございます。

各事業の概要説明の前に、まず今回の計画変更では全体の約 4 割、18 件が財源振替に伴う部分でありまして、これは次の二つ目の理由でございます。まず、これを説明したいと思います。

国・道支出金の交付内示または決定及び過疎対策事業、ソフト事業分などの地方債の借り入れ、これの見通しが立ったことによりまして、現行予算で計上しております各種基金繰入金または一般財源、これとの財源振替を行うものでございます。したがって、これまでの報告説明におきましては、財源振替に係る部分については省略をさせていただきます。

それでは、それらを除きます 1 番から説明をさせていただきます。

まず 1 番目、幸福の黄色いハンカチ基金積み立てでございます。今年度の寄附金を幸福の黄色いハンカチ基金へ積み立てるものでございます。金額にして 9,659 万 2,000 円となっております。関連しまして、その基金から夕張まちづくり寄附条例に基づく給付金のうち、特定団体及び特定事業を指定した寄附金があったことから、その全額を助成するというところでございます。3 番目につきましては、夕張再生エネルギー創造事業 5,000 万円というふうになっておりますが、これは地域資源「ズリ」の活用による夕張再生エネルギー創出事業としまして、事業主体である民間企業に対し交付金を交付するという内容でございます。次、5 番、6 番関連でございます。基金利子の積み立てでございます。これも文化振興基金、シューパロダム建設対策基金利積立金、これを追加計上するというものでございます。7 番目、退職手当でございます。普通退職者、1 名に係る退職手当分を計上するという内容です。8 番目、社会保障・税番号制度対応システム構築ということでございます。内容につきましては、地方公共団体からの特定個人情報の照会に対し、存在する情報

を提供するための中間サーバー・ソフトウェアの開発に係る経費を負担するというのでございます。9番目、期日前投票システムサーバー整備でございますが、このサーバーにつきましては、平成21年12月に導入した期日前投票システムのサーバーでございますが、昨年末より保守期間が終了したため、更新を行うということでございます。

次に、10番目、16番目、これ同様の内容でございますが、平成26年12月の電気料金の再値上げに伴いまして、ロードヒーティング及び外灯、そしてし尿処理場の管理する電気料、これの増額が見込められるため、今回変更しようというものでございます。11番目、除排雪経費でございます。除排雪の経費につきましては、なかなか見積もることができないのですが、近年の異常気象も考慮しまして、過去5年間の実績をもって算定した結果、増額するというものとしたものでございます。

次、13番目、重度心身障害者医療費給付事務費でございます。受診件数の増加により、医療機関等に対する事務手数料の見込み額が予算額を上回る状況となったことから、追加計上するというものです。

14番、指定ごみ袋の製作でございます。20通りのごみ袋につきまして、3月中に在庫がなくなることが確実となったことから、7万5,000枚を製作するというのでございます。

15番、富野じん芥埋立処分地作業機修繕でございます。富野じん芥埋立処分地施設に配備しております油圧ショベルが正常に作動しなくなったために整備するというのでございます。

次、ずっと17番から財源振替なので飛ばしていただいて25番、中体連各種体育大会選手派遣費補助でございます。第47回北海道スキー大会に3名の生徒を派遣するための経費を追加するものでございます。

次に、26番、ユーパロ幼稚園施設修繕でございます。補修箇所につきましては、床でございます。これらが緊急を要するというので、施設の整備に必要な修繕経費を追加するというものでございます。

次、27、28、29、これは特別会計への操出金でございます。まず、27番目の国民健康保険事業会計の繰り出しでございますが、国保会計関係の普通交付税における算入額が、当初、積算額を上回ったことなどにより操出金を増額すると。28番目、介護保険事業会計への操出金ですけれども、これは制度改革に伴う介護保険システムの改修経費等を繰り出すものでございます。29番、後期高齢者医療事業会計の操出金につきましては、保険基盤安定制度に係る操出金について、本年度の税制改正により保険料軽減措置の対象者が拡大されたことに伴い増額するものでございます。

次、30、31、これも同じでございますけれども、財政再生計画調整基金へ

の積み立てでございます。これは、30 番目につきましては、財政再生計画の実施に必要な財源を確保するため、新たに借入れを行う市債の償還財源を基金に積み立てるというものでございます。

31 番目の積立金につきましては、水道会計ですけれども、上水道第 8 期拡張事業の追加経費につきまして、平成 28 年度発行予定の一般会計出資債を充てることから、後年度の元利償還金に係る経費について、一般財源負担分の積み立てを行うものでございます。

32 番からずっと財源振替が続きます。42 番まで続きまして、歳入ですけれども、43、44 番でございます。これにつきましては、ご承知のことと思えますけれども、国の補正予算にかかわる事業でございます。これにつきましては、別紙を添付しておりますので、ごらん願います。一番最後に 1 枚物のペーパーがついていると思いますが、よろしいでしょうか。

若干ちょっと説明をしたいと思えます。

ナンバー 23、24 番の説明概要ですけれども、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援のための事業ということで、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の二本立てとなっております。夕張市の交付税限度額は、総額 7,561 万 4,000 円が示されておまして、そのうち地域消費喚起・生活支援型が国庫金が 3,035 万 7,000 円、これに比べまして道費もございまして、記載されていませんけれども、450 万円あります。それを合わせまして、3,485 万 7,000 円となっております。また、もう一方の地方創生先行型が、限度額 4,530 万 7,000 円でございます。

次に、事業概要でございますけれども、地域消費喚起・生活支援型につきましては、プレミアム付き商品券の発行及び販売を実施する経費を計上するものでございます。

一方地方創生先行型につきましては、記載のとおり、6 事業について事業計画表を提出する予定となっております。

なお、本事業の交付決定は、国の認定により、3 月中旬を今のところ、合わせてご報告したいと思います。

それでは、資料 1 に戻っていただきまして、次に、2 番目の歳入関係でございます。

記載のとおり、歳出経費に関連する特定財源の追加と一般財源につきましては、前段で申し上げました財政調整基金繰入金で措置するものでございます。

内容については、記載のとおりとなっております。

次に、3 番目の平成 28 年度に係る計画変更でございます。

これも先ほど概要説明しておりますが、P F I を導入している上水道第 8

期拡張事業の追加経費に対する変更契約が 3 月予定であるために、その事前に水道事業会計への繰出金について、計画の変更を要するというものでございます。額にして 8,860 万円でございます。

以上で、資料 1 の報告は終わりますが、前期分において財政再生計画変更ということで、国及び北海道と調整を図っており、調整につき、この内容に変更が生じることがある場合を申し添えておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、資料 2 をごらんください。A3 版の資料でございます。

平成 27 年度、新年度予算にかかわるものですが、一般会計にかかわるについて報告をいたします。

資料のとおり、変更後の総額は歳入歳出同額でございますが、101 億 8,314 万 1,000 円で、現在計画額との比較におきましては、計画増減、記載のとおり、12 億 3,285 万 2,000 円の増額となっております。ここで言う現在計画額とは、直近の昨年 11 月変更後の歳入歳出年次総合計画、27 年度計画額を指しております。

次に、主な増減内訳でございますが、まず歳入でございます。

国・道支出金につきましては、主な計画増減内訳に記載している項目につきまして、事業の交付対象に伴う特定財源の増額及び充当事業経費の増、または減による所要財源の増減額などで約 3 億 6,000 万円の増加となっております。

次に、繰入金でございますが、予算編成における最終的な収支均衡を図るための財政調整基金繰入金及び夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金、幸福の黄色いハンカチになりますけれども、この繰入金などが約 3 億 4,000 万円の増となっております。

次に、地方債におきましては、普通交付税に計画計上していた臨時財政対策債への振替が約 2 億 3,000 万円と、計画策定後に法の改正により新設されました過疎対策事業債ソフト事業分が約 1 億 1,000 万円と、それが主な増加要因となっております。

次に、歳出でございますが、まず、扶助費でございます。障害者自立支援事業の障害福祉サービス給付費と児童手当給付費で約 1 億 7,000 万円となっており、総額で約 2 億 1,000 万円の増加となっております。

次に、建設事業費でございます。汚泥再生処理センター建設工事費に約 6,000 万円と旧富野じん芥焼却場解体工事 1 億 7,000 万円などが主な増額の要因であり、総額では約 3 億 8,000 万円の増加となっております。

最後に、その他についてでございます。

その他の中で、まず、扶助費等で新産業創造等事業助成金が 1 億 5,000 万円と、積立金では財政再生計画調整基金積立金が約 1 億 5,000 万円なので、総額約 3 億 7,000 万円の増加となっております。

ここでは、計画本文の変更についてでございますが、平成 27 年度より給料月額率の削減率を変更する予定であることから、本文中、事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画の（1）人件費、先ほど総務課長から詳細に説明した部分ですけれども、イの一般給与の削減部分を 20%から 15%に計画変更する内容でございます。

続いて、次ページ、診療所事業会計について報告いたします。

以上、診療所事業会計については終わります。

ここでは、27年度において新たに財政再生計画に計上する事務事業は、記載のとおりでございます。新しい事業でございます。当初計画、すなわち現行計画におきまして計上されていない事業経費全てが、計画変更の手続を行うこととなります。したがって、原則 ① の変更となっているため、恒常的な事業経費につきましては、毎年度の予算編成において、新規事業として総務大臣と協議し、同意を得なければならないこととなっております。

また、資料 3 では、これまでの計画変更の有無及び三者協議協力課題の計画への反映状況について記載しておりますが、これまで一度も計画変更がされていない全くの新規事業につきましては、番号で申し上げますと、37 番、43 番、45 番、47 番、50 番から 64 番まで、計 19 事業となっております。

また、歳入につきましては、新たに計画に計上する項目は、次ページ、記載のとおりとなっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

ただいま資料 3 で説明をいたしました、次年度以降の計画変更に係る変更でございます。

27 年度の予算におきまして、平成 28 年度から 41 年度までの計画期間内における経費の財源を、財政再生計画調整基金に積み立てておきまして、毎年度必要額を繰り入れするというものでございます。

内容は、人件費でございます。行政執行体制にかかわる経費としまして、将来に向けて安定的な行政運営の確保が必要であることから、計画外職員 1 名を採用し、その経費を するという内容でございます。財源は、財政再生計画調整基金繰入金を充てることとなっております。

次に、報告事項 2 項目めの補正予算についてでございます。

資料 5 でございます。

補正予算調書をごらんください。

1 ページ。一般会計の款別総括でございます。

総額 3 億 1,385 万 4,000 円で、財源内訳は、国・道支出金が 3 億 2,791 万 2,000 円。その内訳ですけれども、国庫支出金が 3 億 1,754 万 7,000 円、道支出金が 1,038 万 5,000 円でございます。次に、地方債は、過疎対策事業債ソフト事業分ほかでマイナス 1 億 3,590 万円。その他につきましては 6,687 万 6,000 円、この内訳につきましては寄附金が 9,659 万 2,000 円、ハンカチ基金額の繰入金がマイナス 4,781 万 9,000 円でございます。残り一般財源の 5,496 万 6,000 円は、財政調整基金繰入金の充てたところでございます。

予算総額でございますが、補正前の額が 125 億 2,604 万 9,000 円で、今回の補正が 3 億 1,385 万 4,000 円、補正後の額が 128 億 3,990 万 3,000 円となっております。

次に、2 ページ、ごらんください。

一般会計における繰越明許費の補正でございます。本 8 件につきましては、平成 26 年度におきまして事業が完了しない見込みのため、事業予算について翌年度に繰り越すというものでございます。財源については、ごらんのとおりでございます。

次に、3 ページでございます。

地方債の補正でございます。目的 3 項目につきまして、記載のとおり限度額を補正するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。内容は、記載のとおりで、ごらんいただきたいと思います。

次に、4 ページになります。

一般会計事項別明細書についての内容でございますが、先ほど資料 1 で事業の概要を説明しておりますので、ここでは省略させていただきます。

この表のつくりでございますけれども、ごらんのとおり、経費名、金額、財源内訳となっております。摘要欄には節の区分、金額及び特定財源の名称をそれぞれ記載しているところでございます。

次に、特別会計でございます。

11 ページ。まず、国民健康保険事業会計でございます。

まず 1 番目は、肺炎球菌ワクチンが予防接種の補助対象となったために、事業実施会計である一般会計へ繰り出すものでございます。財源では、財政調整交付金を充てております。残り一般財源というふうになっております。

それで、2 番目につきましては、これは経費のほうには関係ございません。一般会計繰入金と保険料など歳入の財源振替でございます。次になるのですけれども、内訳につきましては、摘要欄をごらんください。

予算総額でございますが、補正前は 18 億 320 万円、補正額 64 万 8,000 円、補正後が 18 億 384 万 8,000 円ということになっております。

次のページ、12 ページでございます。介護保険事業会計でございます。

1 番につきましては、制度改正に伴う介護保険システムの改修経費でございます。2 番目、3 番目につきましては、利用者の増加に伴う給付の増ということになっております。4 番目につきましては、基金利子の積み立ての総額でございます。

予算総額でございますが、補正前 15 億 4,236 万 3,000 円、補正額 4,707 万 9,000 円、補正後は 15 億 8,944 万 2,000 円というふうになっております。

次、13 ページでございます。

繰越明許費の補正でございますが、これは介護保険事業会計の分でございます。内容につきましては、マイナンバーシステムの改修事業の経費を翌年度に繰り越すというものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計でございます。14 ページでございますが、内容につきましては、財源振替でございます。摘要欄のとおり、一般会計からの繰入金 148 万 2,000 円に対して、後期高齢者医療保険料マイナス 148 万 2,000 円というふうになっております。

予算総額につきましては、補正前が 2 億 6,923 万 9,000 円、補正額ゼロ、補正後の額を同額の 2 億 6,923 万 9,000 円ということでございます。

最後でございますが、後期高齢者の繰越明許費の補正でございますが、これも介護保険同様、マイナンバーシステム改修事業というのが内容でございます。翌年度に繰り越すという内容でございます。

以上で、資料での説明、特別会計まで終わりました。

引き続き水道事業会計についての説明がございします。担当課長から説明をいたします。

(天野上下水道課長)

それでは私のほうから、水道事業会計 3 月補正予算について説明いたします。

今回の補正は、
の年度末までの執行見込みによる所要額について補正するものであります。

初めに、水道事業会計補正予算調書の 1 ページ、収益的収入及び支出における補正について説明いたします。

収益的収入では、1 の水道事業収益の営業収益のほか営業外収益、特別利益について、それぞれ補正するものであります。このうち、営業外収益と特別利益の長期前受金戻入の増額につきましては、新会計制度移行により、剰余金を収益化するに当たり、減損損失と減価償却との関連において、それぞれ実行見込みにより増額補正するものであります。

次に、2 ページ、収益支出につきましては、1 の水道事業費の営業費用、営業外費用及び特別損失について、それぞれ実行見込みにより補正するものであります。このうち 3 の特別損失のうち 2 のその他特別損失については、手当及び福利厚生費、引当金について、実績より 25 万 9,000 円減額となりますが、貸倒引当金として 856 万 5,000 円を計上したところでございます。貸倒手当金であります、これは新会計度
により、未収金において回収することが困難と予想される額を見積もり引き当てていくもので、過去の実績等を踏まえまして算出したところであります。貸倒引当金として計上したもので、よってその他特別損失の補正額の計は 830 万 6,000 円となります。

なお、本年度の不納欠損見込みの内訳は 9 件、9 万 8,000 円で、貸倒引当金において処理されるものであります。

次に、3 の過年度損益修正損であります、新会計制度移行により固定資産の償却累計額において、修正が必要となったことから 1,350 万 7,000 円計上するものであり、また、過年度過誤納として 28 万 3,000 円を追加補正し、これにより過年度損益修正損の補正は、1,382 万 1,000 円となるものであります。この結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は、税込みで 439 万 8,000 円の増益となるものであります。

次に、3 ページの資本的収入及び支出であります、収入では企業債及び負担金については、建設改良費について、それぞれ実行見込みにより補正しようとするものであります。この結果、資本的収入から支出を差し引いた不足額は、1,186 万 6,000 円減額となるものであります。

以上で、水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

(石原財務課長)

それでは引き続き、3 番目の普通交付税よろしいでしょうか。

(大山委員長)

はい。

(石原課長)

それでは、平成 26 年度普通交付税の追加額について説明をいたします。

今回の変更決定された普通交付税の額は、昨年 1 月の決定の際、まず地方公共団体の財源不足などの合算額が、普通交付税の総額を超えることとなったことに伴いまして、普通交付税の総額が不足をしたことで、各地方公共団体について調整率を乗じて減額したという経緯があります。そこで今回の国の補正予算において、その減額した分を戻すということで、積算分の額を 26 年度交付するというところになってございます。

それで、前回交付決定額との比較でございます。前回交付決定額につきましては、35 億 3,412 万 3,000 円、ごめんなさい、当初決定額ですね、35 億 3,072 万 8,000 円、今回の交付決定額が 35 億 3,412 万 3,000 円、比較で 339 万 5,000 円の追加ということでございます。

以上でございます。

その他はございません。

(大山委員長)

ただいま財務課より報告を受けてまいりました。現在、12 時を経過しておりますが、引き続き委員会を継続したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまより報告に対する質疑を受けてまいります。

いかがでしょうか。

(厚谷委員)

先ほど、市民課のほうから報告があった関係と連動してくるのですけれども、今回、27 年度の第 1 次計画変更ということで、言ってみれば予算案の一部を先取りした形で計画変更しないと、本予算が組めないという夕張市の特徴だと思うのですけれども、この中で先ほど、し尿処理の関係の説明がありまして、いわゆる負担金、正式名称は処理料ですね。それで維持管理経費の 3 分の 1 程度を賄うということにされているのですが、これ歳入で見込んだ分は、この計画変更には反映されているのでしょうか。

(石原課長)

反映されております。

(厚谷委員)

わかりました。それで、ちなみに金額はお幾ら程度を見込まれておりますか。

(芝木課長)

平成 27 年度におきましては、先ほど説明したとおり、7 月 1 日からという 9 カ月間、それから半額ということで計算しまして、約 900 万円の収入見込みとなっております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料 3 について伺ってよろしいでしょうか。43 番の生活困窮者自立支援業務について、どういったことが予定されているのでしょうか。

(板垣保健福祉担当課長)

生活困窮者自立支援法の関係でございしますが、国におきまして法律が平成 25 年 12 月に設定されまして、各自治体で 27 年 4 月 1 日から本格的に施行ということになります。それで当夕張市におきましては、2 本のメニュー事業でございまして、自立相談支援事業というのがまず一つ、これにつきましては生活困窮者の対象が非正規労働者、ニート、ひきこもりの方ですとか、生活保護には至らないのですけれども、そういう制度のはざまにあるということを経済しようということで、新たに制定されたものでございまして、4 月からこの部分につきまして、相談事業につきましては、当市では委託事業で実施したいというふうに考えております。

それと、二つ目が住宅確保の給付金という制度がございまして、これも生活困窮者に対して、離職により住居を失うおそれのある方、この方に対しまして収入要件だとかいろいろございしますが、それらを勘案いたしまして一定の一定期間、生活保護の正確には基準額をクリアいたしまして給付するというような仕組み、この 2 本を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

(熊谷委員)

53 番の旧富野じん芥焼却場解体についてなのですけれども、ダイオキシンの関係で、相当に慎重な工事をしていたというふうに思うのですが、どういった、具体的に、そういったことがどのようにして考えていらっしゃるか教えてください。

(芝木課長)

じん芥処理場の解体につきましては、老朽化により解体を行うわけですが、熊谷委員おっしゃったようにダイオキシンの関係、非常にデリケートな問題があります。これ自体は労働保安監督署にあらかじめ解体計画というのを提出し、それを認められた上での解体となります。現在、実施計画といえます

か、実施設計ですか、というのを作成中でございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(島田委員)

資料1の43番目なのですが、プレミアム付商品券なのですが、これ商工会議所さんのほうで大分期待している事業だと思うのですが、これ幾らぐらいの増額で、経費を除いた実質手渡る金額というのですかね、そういったものはどれぐらいになるのでしょうか。

(木村産業課長)

款の内訳なのですが、まず商品券の発行金額を数千万円上程しております。それで国の25%分がまず上乗せをしまして、これが2,250万円、それに北海道の上乗せ分、これが5%となっていますので450万円、その他商品券の印刷等の経費、それと換金手数料ですね、これを合わせまして事務経費として785万7,000円、合計で3,485万7,000円となるものでございます。

中身的には、1万円の商品券を買っていただいて、それには上乗せ分が全部で30%、3,000円がつくというふうになります。1万円で1万3,000円分を使用できるという中身になっております。

以上です。

(熊谷委員)

関連で。今、1万3,000円ということでしたが、一人当たり限度額というのがあるのか。それから、こういった、使うとき、使う適用範囲というのがあると思うのですけれども、それはこういったふうに考えていますか。

(木村課長)

限度額につきましては、今、調整中でありますが、今の段階で考えていますのは、一般世帯につきましては3万円を限度額としたいと思います。それと、子育て世帯につきましては5万円ということで考えております。また、使う中身なのですけれども、基本的には夕張市内、域内消費ということ为原则としておりますので、公共料金には使うことができません。また、金券、ビール券、プリペイドカード等、こういうものも使用は制限したいと考えております。あと、大体ほとんどの建設業、リフォームとか、ガソリン・灯油、こういうものも使用可能であります。

以上です。

(熊谷委員)

他市町村では、プレミアム商品券で介護の利用料に使ったりとか、それから電気料金の支払いとか、そういったこともやっているところがあるような

のですが、夕張市はどのように使いますか。

(木村課長)

今回、国から示されている中では、そういうのは使用できないような中身になっております。先行してやっているところは、それはその商工会議所さんが独自に決めていることでございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(島田委員)

同じく資料1の44番の地方創生で③番既存公共ストックの活用というのを、もうちょっと詳しく説明願います。

(工藤まちづくり企画室長)

先ほど、財務のほうからご説明ありましたように、一番最後の資料に別紙としてつけさせていただいておるところに、個々の現段階での事業内容を表記させていただいております。ご指摘の既存公共ストック活用による多世代交流促進事業の中身については、この資料を読みますが、廃校ですとか長寿命化を図る既存公共ストックを有効活用して、子どもたちや子育て世代の居場所ですとか、地域コミュニティ拠点して機能するような多機能型への施設へ再編しようとするものということで、具体的な中身については備品ですとか、一定の修繕というものが可能であれば、実施したいと考えておりますが、具体的に今、国と直接対象事業について、どういうケースが当てはまるかということをつなぐ作業を行っておりますので、現段階ではまだ流動的ということをご理解いただければと思います。

(島田委員)

廃校後活用も5カ所も6カ所もあって、既存ストック公共施設というのも多くあるわけで、今のところ全般的に考えていて、一部のこれをこうしたいということではないということよろしいですか。

(工藤室長)

当然、数多く廃校ですとか、公共施設でございますが、今回は金額も限られておりますので、まずは試験的に効果が直接得られると思われるようなところを重点的に展開をしていきたいと考えております。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(熊谷委員)

資料3で50番に、公園施設長寿命化計画事業がありますが、この施設というのは具体的に、どこの箇所とかというふうに決まっているのでしょうか。

か。それとも市、全体ということなののでしょうか。

(熊谷課長)

公園施設長寿命化計画、これにつきましては国の社会資本、健康保険を利用施設しながら市内に都市公園で石炭の歴史村公園、それと滝ノ上公園、今のところでは運動公園の３施設が対象となりまして、27年につきましては石炭の歴史村公園と滝ノ上公園の施設補修を行う予定であります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしました。

これで行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
